

健康・医療戦略推進本部の設置について

〔平成25年8月2日
閣議決定〕

- 1 世界最先端の医療技術・サービスを実現し、健康寿命世界一を達成すると同時に、健康・医療分野に係る産業を育成し我が国経済の成長に寄与するため、内閣に、健康・医療に関する成長戦略の推進及び医療分野の研究開発の司令塔機能の本部となる健康・医療戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
本部長 他の全ての国務大臣
- 3 本部の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。